

# 河合町議会会議録

令和6年 5月10日 開会

河合町議会

## 令和6年第2回（5月）河合町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
第 1 号（5月10日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○出席説明員	4
○議会事務局出席者	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○町長の挨拶	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○日程の追加	7
○議員発議第12号の上程、説明、討論、採決	8
○日程の追加	15
○各常任委員会の委員の選任	15
○日程の追加	16
○議会運営委員会委員の選任	16
○日程の追加	17
○まほろば環境衛生組合議会議員の選出について	17
○日程の追加	18
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	18
○日程の追加	19
○副議長の辞職の件	19
○日程の追加	20
○副議長の選挙	21

○日程の追加	23
○ごみ処理施策検討特別委員会委員の選任について	23
○付議事件の一括提案理由の説明	24
○議案第41号の質疑、討論、採決	27
○承認第2号の質疑、討論、採決	30
○承認第3号の質疑、討論、採決	32
○承認第4号の質疑、討論、採決	34
○承認第5号の質疑、討論、採決	35
○日程の追加	36
○議員発議第13号の上程、説明、討論、採決	37
○閉会の宣告	41
○署名議員	43

河合町告示第18号

令和6年第2回（5月）河合町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和6年5月8日

河合町長 森 川 喜 之

1 期 日 令和 6年 5月10日

2 場 所 河合町議会議場

3 付議事件

議案第41号 令和6年度河合町一般会計補正予算について

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

(令和5年度河合町一般会計補正予算)

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

(河合町行政組織条例等の一部改正)

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

(河合町税条例の一部改正)

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

(河合町国民健康保険税条例の一部改正)

令和 6 年 5 月 1 0 日（金曜日）

（ 第 1 号 ）

## 令和6年第2回（5月）河合町議会臨時会会議録

### 議事日程（第1号）

令和6年5月10日（金）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第41号 令和6年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 4 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和5年度河合町一般会計補正予算)
- 日程第 5 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて  
(河合町行政組織条例等の一部改正)
- 日程第 6 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて  
(河合町税条例の一部改正)
- 日程第 7 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて  
(河合町国民健康保険税条例の一部改正)
- 

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで議事日程に同じ

- 追加日程第1 議員発議第12号 河合町議会議長、副議長の選挙を求める決議案について
- 追加日程第2 各常任委員会の委員の選任
- 追加日程第3 議会運営委員会の委員の選任
- 追加日程第4 まほろば環境衛生組合議会議員の選出について
- 追加日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 追加日程第6 副議長の辞職の件
- 追加日程第7 副議長の選挙
- 追加日程第8 ごみ処理施策検討特別委員会委員の選任について

日程第3から日程第7まで議事日程に同じ

- 追加日程第9 議員発議第13号 河合町議会議長の辞職勧告決議案について
-

出席議員（12名）

1番	杵本貴司	2番	常盤繁範
3番	梅野美智代	4番	佐藤利治
5番	中山義英	6番	坂本博道
7番	長谷川伸一	8番	杵本光清
9番	大西孝幸	10番	馬場千恵子
11番	岡田康則	12番	疋田俊文

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	森川喜之	副町長	佐藤壮浩
教育長	上村欣也	総務部長	上村卓也
福祉部長	浮島龍幸	生活環境部長	佐藤桂三
まちづくり 推進部長	中島照仁	教育委員会 教育振興部長	中尾勝人
総務部次長	小野雄一郎	総務課長	西村直貴
財政課長	松本武彦	税務課長	木村浩章
住民福祉課長	古谷真孝	福祉政策課長	浦達三
建設課長	吉田和彦		

---

会議に従事した事務局職員

局長	高根亜紀	主事	平井貴之
----	------	----	------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（疋田俊文） おはようございます。

本日、告示第18号をもって令和6年第2回臨時会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

よって、令和6年第2回臨時会は成立いたしましたので、開会します。

本臨時議会におきましては、録画配信を実施いたします。その際、傍聴者も撮影映像に入る場合がありますので、ご了承願いたいと思います。

---

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） これより本日の会議を開きます。

---

◎町長の挨拶

○議長（疋田俊文） 町長、招集の挨拶、登壇の上、願います。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

（町長 森川喜之 登壇）

○町長（森川喜之） 本日は、令和6年第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご臨席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

今臨時会では、議案第41号の1議案及び承認第2号から第5号までの4承認の合計5案件を提出させていただいております。後ほど、副町長から議案説明をいたしますが、議員の皆様方には慎重審議いただき、ご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。本日はどうもよろしく願いいたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（疋田俊文） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第123条の規定により、議長において、8番、杵本光清議員、9番、大西孝幸議員を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（疋田俊文） 日程第2、会期の決定を議題とします。

5月8日、議会運営委員会を開催していただいておりますので、岡田康則議会運営委員長より会期等についてを報告願います。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（疋田俊文） 岡田委員長。

○11番（岡田康則） 議会運営委員会より報告いたします。

5月8日に議会運営委員会を開催し、日程などを決定しましたので、その結果を報告いたします。

会期は、本日5月10日の1日といたします。

本日の議事日程は、議案第41号の1議案と承認第2号から第5号までの4承認を一括上程し、逐条審議いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（疋田俊文） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、委員長の報告のとおり、本日1日限りといたします。

暫時休憩。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時06分

- 議長（疋田俊文） 再開します。
- 2番（常盤繁範） 議長。
- 議長（疋田俊文） どういうことですか。
- 2番（常盤繁範） 会議規則第15条に基づきまして、動議を発議させていただきます。賛成議員の確認をお願いいたします。
- 議長（疋田俊文） 何の動議ですか。
- 2番（常盤繁範） はい、議長。
- 議長（疋田俊文） 常盤議員。
- 2番（常盤繁範） 動議の議題としましては、河合町議会議長、副議長の選挙を求める決議案という形で提出予定でございます。
- 議長（疋田俊文） この動議に賛成の方いらっしゃいますか。  
(賛成者挙手)
- 議長（疋田俊文） 所定の賛成者がありましたので、動議は成立いたしました。

---

◎日程の追加

- 議長（疋田俊文） お諮りします。  
本動議を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)
- 議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。  
よって、本動議を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。  
ほな、一応、また暫時休憩ということです。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時37分

○議長（疋田俊文） 再開します。

---

◎議員発議第12号の上程、説明、討論、採決

○議長（疋田俊文） 河合町議会議長、副議長の選挙を求める決議案について、追加日程第1と、議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） それでは、提案理由を読み上げさせていただきます。

様式に基づきまして、読み上げさせていただきます。

休憩時間中に全議員に対して決議案の議案書、配付させていただきます。また、理事者側におかれましても、議案の内容、確認できるように配付させていただきます。ひとつよろしく願いいたします。

では、読み上げます。

河合町議会議長、副議長の選挙を求める決議書。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第13条の規定に基づき提出いたします。

河合町議会議長、副議長の選挙を求める決議。

本議会は、河合町議会議長、副議長の選挙を求めます。

以上、決議する。

令和6年5月10日、奈良県北葛城郡河合町議会。

理由を申し上げます。

昭和22年4月17日に公布された地方自治法第103条の2項、議長及び副議長の任期は議員の任期によると定められ、この条文は、公布以降、一文字も改正されておられません。

にもかかわらず河合町議会は、議員改選後の法の定めによる議長、副議長選出選挙を除き、ほぼ毎年5月に議長は辞職届を提出し、議長選挙を執行してきました。これは河合町議会として、年度初の定例議会前に、その対象年度に議会を統理する議長の資質と品位を問う場を

設けるものとして実施されてきました。

議長は、令和5年5月12日に、昨年でございます。河合町議会議長、副議長在任期間についての申合せ、別添1という形で添付させていただいております。これを全議員に対して示し、署名を求め、全議員が署名しております。

令和6年4月18日には、全議員懇談会を通知の上、開催し、5月臨時議会開催予告、その会期中に、議長、副議長は辞職し、選挙を行う宣言をしております。

加えて、5月1日15時までに、議長、副議長選挙の立候補届出を通知し、現職議長も立候補届出をされております。

しかしながら、議長は、令和6年5月8日に、河合町議会議長、副議長在任期間についての申合せの撤回について、これを別添2という形で添付させていただいております。これを全議員に対して通知されています。

その内容は、河合町議会議員として、議長、疋田俊文氏、副議長、梅野美智代氏、ほかに岡田康則氏、杵本貴司氏、大西孝幸氏、杵本光清氏の6議員連署となっております。これは特段の全議員協議もないまま一方的に出されたものです。

これまで、議長は統理し、5月1日までに宣言、通知してきた全議員に対する選挙執行の手続を、臨時議会2日前の5月8日に、議長自らが署名している申合せの撤回は、署名議員の立場も不明瞭です。

さらに、地方自治法第103条の2項の趣旨を理解した上での、河合町議会議長、副議長在任期間についての申合せ、別添①の内容文、同意については各議員の任意とするとあるように、任意で各議員署名、また、地方自治法第103条の2項の趣旨を理解した上で、在任1年で必ず辞任届を提出するという意志を撤回する手続理由が述べられておらず、到底理解できるものではありません。少なからず道義的責任はあるものと考えます。

かかる理由をもって、議長、副議長は辞任届を提出せず、5月臨時議会会期中に議長選挙が行われない場合は、議会の資質、品位が著しく損なわれ、議員間の信頼関係も破綻するものと憂慮いたします。

以上、河合町議会議長、副議長の選挙を行う決議理由を述べました。

議員各位におかれましては、ご理解をいただきまして、ご採決いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（疋田俊文） これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 本日の、先ほど説明ありました動議についてですが、私のほうから動議者に対して2点の質問がございます。

本日の議長選の2日前に急遽、昨年、全議員12名で決めた議長、副議長の任期期間の一方的な撤回通知、私自身も戸惑っております。疋田議長、梅野副議長、岡田議員、杵本貴司議員、大西議員、杵本光清議員、この中には2019年の私の初当選から個人的にお世話になっております先輩議員もおられます。非常に残念であります。

現在、河合町議会基本条例第3条の4項、また、河合町まちづくり自治基本条例第22条の5項でうたわれております、今、全議員で進めている大きな3点、ここからは私の持論でございますが、町民との情報共有、開かれた議会運営、また、議決責任と町民への説明責任、また、積極的な情報公開と情報発信、3点を踏まえて質疑いたします。

1、協議会等で協議は一切行われていないことは理解しておりますが、6名の議員のどなたからか、ご相談や意見交換等はなかったのですか。

2点目、他の自治体でこのような動議は行われているようなことはありますか。

2点、お答えください。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 提出者として答弁をさせていただきます。

まず1点目、協議会等はないのはというところの部分で、撤回の部分に関して相談があったかと、その有無に関しましては全くございませんでした。これが1点目の答弁になります。

2点目の答弁においては、こういった形の選挙を求めるという決議というのは、ほとんどないと思います。事前に申送りを行って、それぞれの各議員間の信頼関係に基づく協定に基づいて、直前まで選挙を実施するというのを打合せしていたにもかかわらず、行われなかったということで今回決議を出しておりますので、そういった形での決議の提出というのはほとんどないと思います。

答弁になっているかどうか分かりませんが、追加質問あるのであれば質問をお願いします。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して、採決を行いたいと思いますが。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 討論をお願いします。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 今、こちらの決議書を見させてもらいました。この中には、議長、副議長は辞任届を提出せずとあります。私は辞任届を提出しないとは言っておりません。この文面を見る限りは、いかにも辞任届をせず、選挙をしないというふうに取り扱えます。それは、私に対しても失礼だと思います。

本来、追加日程を最後まで聞いてから進めていただき、発議をしてもらえるのが、それが筋かどうかは分からないですけども、それが筋じゃないかと私は思います。

それを、こんなふうに、いかにもしないかのように突きつけられますと、こちらのほうに書いている、議員間の信頼関係も破綻すると憂慮しますと書いていますが、それは私から申し上げたいところでございます。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 私も反対という立場で、ただいまの議長及び副議長の選挙を求める決議書に対する反対討論をいたします。

地方自治法の規定により、正副議長の任期は4年でありますと規定されております。辞職願については、法に鑑み、議長、副議長に一任されるべきでと考えます。議会での申合せによる議長及び副議長の1年、あるいは2年という短期交代制を定めることは違法であり、申合せの撤回を、議長、副議長、議会運営委員長を含めた議員6名で提出いたしました。

議長及び副議長の任期は、地方自治法第130条2項に定められていますので、議長及び副議長に対してのこのような動議が行われても、それは法的に意味を持つものではありませんので、よって、この動議については、私、反対をいたします。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 私のほうからは、賛成討論をさせていただきます。

これは、皆さん、今ご在籍の議員の諸先輩も含め、皆さん、同じ認識とは思いうんですけれども、皆さんのほうから、議長、副議長を中心に、やはりこういうルールを決めないといけないだろうということで音頭を取っていただいたと、私は、合っているかどうか分かりませんが、そういう認識を持っております。それを、先ほども撤回した、何も辞めないというような副議長のお話も、辞退届も出さないと言っていないという話ありますけれども、原点に戻って考えてみていただきたい。

やはり、住民の皆さんの税金を使って協議して1年前に決めたことが、なぜ2日前に急遽ひっくり返るのか。やはり、先ほど私は辞退届は出さないということは言っていないということで副議長からありましたが、現に5月1日に立候補届出した、議長に出した方、副議長に出した方、その方への弁明は一切この言葉にも入っておりません。私は情けなく思います。以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

今、賛成討論があったんで、今度は反対討論で、杵本議員。

○8番（杵本光清） 反対討論させていただきます。

我々議員というのは、常に判断をしなければならない。また、判断を求められる立場でございます。目の前にある案件に真摯に、そして誠実に向い、そのときの最良の判断をするべきものと考えております。

時には、以前にした判断と再度向かい合い、様々な要因により判断の変更を積極的に行うこと、または、判断の変更を余儀なくされることもあります。それが、政治的な判断、社会的情勢による判断、また、町の財政的判断による変更もあるかもしれません。それらを全て総合的に判断するべきであり、今回の申合せ事項の判断も、総合的判断を行うべきであると考えております。

具体的な事例を申し上げますと、例えば予算委員会で判断したものを、たった数日後の本会議で自分自身が行った判断を覆す。そのようなことがあるかもしれません。そのような中での判断は、議員の義務と権利そのものであると考え、その時々で最良の判断をするべきと考えております。

今回、提出された決議案については、地方自治法第103条第2項の規定に逆行するものであり、反対の姿勢を表明し、討論といたします。

以上です。

○7番（長谷川伸一） 議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 私からは、賛成討論させていただきます。

私は、去る4月18日、全議員懇談会で議論し、取り決めた内容と協議会基本条例の理念、目的を重く受け止め、議長選挙に立候補いたしました。さきの全議員懇談会では、昨年5月に取り交わした議長、副議長在任期間についての申合せの趣旨を、全議員認識の下、5月1日、立候補締切り、5月10日、臨時会で議長、副議長選挙を実施することを決めました。5月8日、6名の議員の議長、副議長在任期間についての申合せ撤回と、疋田俊文氏の議長選挙への突然の立候補辞退は、急に生じた大事件、青天のへきれきと感じております。

議員は、住民から選ばれ、その代表者として議会の構成員になります。選良という言葉で呼ばれるように、人格、識見ともに優れた代表者でなければならないと考えております。議会で約束したことを簡単にほごすることは、河合町議会の品位を大きく欠く行為と思います。

4月18日、全議員懇談会で決めたように、議長、副議長選挙実施を求める決議案に賛成いたします。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

大西議員。

○9番（大西孝幸） この件について、反対意見をさせていただきます。

この動議の内容を全て網羅した上で、二元代表制の下、政治的判断をした上で、総合的見地から今回の動議については反対とします。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 何ですか。

○6番（坂本博道） 賛成討論をお願いします。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 賛成討論させていただきます。

一応、今回の動議で出された案につきまして、先ほど梅野議員から、副議長の件についてはまだなのということと言われました。文章上も、この内容にもありますように、もし出

されないまま選挙をされなければという表現をされております。それでいえば、確かに、この後の議事進行の中で、もしかしてやはり辞任届出されて、選挙があるということもあるんであればこのケースの意味がなくなるけれども、今の動議ではそういう動きではないという中で出されたものとして、そういう点ではぜひ実行してほしいという思いで、この動議には賛成したいと思います。

実際、地方自治法の103条の2項の件につきましては、皆さんご存じの上、かつ、様々な経過ありますけれども、多くの自治体議会で、1年とか2年とか期間は違いますけれども、辞任して再度選り直すという、これは確かにきちっと4年間やるという、任期中やるというのが本来だということは分かりながらも、ただ、中には逆に様々な事情で、議長の運営の仕方とか、やっぱり見直す必要がある場合にも替えられないというのが、そういうことも具合悪いというのも含めて、議会の知恵としてやってきたことだと思います。

そういう点では、やはりそういう方法というのも、河合町がずっと取ってきたこと。やはり、ぜひ継続してやるべきではないかということで、辞任及び選挙という形でぜひ実行していただきたいと思いますので、それも含めまして賛成とさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 賛成多数でございます。

よって、河合町議会議長、副議長の選挙を求める決議案については可決されました。

暫時休憩。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時20分

○議長（疋田俊文） 再開いたします。

---

◎日程の追加

○議長（疋田俊文） お諮りします。

各常任委員会の委員の選任についてを議題といたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の委員の選任については、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

---

◎各常任委員会の委員の選任

○議長（疋田俊文） 追加日程第2、各常任委員会の委員の選任についてを議題といたします。

各常任委員会の委員選任については、委員会条例第6条第4項の規定に基づき、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） それでは、指名をさせていただきます。

総務文教常任委員会の委員として、佐藤議員、坂本議員、長谷川議員、杵本光清議員、大西議員、岡田議員、以上6名です。

厚生建設常任委員会の委員として、杵本貴司議員、常盤議員、梅野議員、中山議員、馬場議員、疋田議員、以上6名です。

それぞれ、ただいま指名しました方々に選任いたします。よろしくお願ひいたします。

次に、委員の選任が終わりましたので、各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選の結果を報告します。

総務常任委員会委員長に杵本光清議員、副委員長に坂本議員。

厚生常任委員会の委員長に。

ちょっと暫時休憩。

休憩 午前11時23分

再開 午前 11 時 24 分

○議長（疋田俊文） 再開します。

厚生常任委員会の委員長に中山議員、副委員長に梅野議員。

以上の方、選任されました。

---

#### ◎日程の追加

○議長（疋田俊文） お諮りします。

議会運営委員会の委員の選任についてを議題といたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の委員の選任についてを、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

---

#### ◎議会運営委員会の委員の選任

○議長（疋田俊文） 追加日程第3、議会運営委員会の委員の選任についてを議題とします。

委員会条例第6条第4項の規定に基づき、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。

梅野議員、佐藤議員、中山議員、坂本議員、杵本光清議員、馬場議員、以上の6名であります。

議会運営委員会の委員に、ただいま指名いたしました方々を選任いたします。よろしくお願いたします。

次に、議会運営委員会の委員の選任が終わりましたので、議会運営委員会において委員長

及び副委員長の互選の報告をいたします。

委員長には梅野議員、副委員長には馬場議員。

以上が選任されました。

---

#### ◎日程の追加

○議長（疋田俊文） お諮りします。

まほろば環境衛生組合議会議員の選出についてを議題といたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、まほろば環境衛生組合議会議員の選出については、追加日程第4として議題とすることに決定しました。

---

#### ◎まほろば環境衛生組合議会議員の選出について

○議長（疋田俊文） 追加日程第4、まほろば環境衛生組合議会議員の選出についてを議題といたします。

まほろば環境衛生組合同規約第6条第1項第2号の規定に基づく組合議員の選出を行います。お諮りします。

地方自治法につきましては、118条第2項の規定による議長からの指名推選により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、議長から指名することに決しました。

では、指名いたします。

まほろば環境衛生組合議会議員として、大西議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名をいたしました大西議員を当選人と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

したがって、まほろば環境衛生組合議会議員には大西議員が当選されました。

まほろば環境衛生組合の議会議員に当選されました大西議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選人と告知します。

---

#### ◎日程の追加

○議長(疋田俊文) お諮りします。

議会運営委員会の継続調査についてを議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件につきまして、追加日程第5として協議することに決定しました。

---

#### ◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長(疋田俊文) 追加日程第5、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により、本会議の会期の日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中もこれを継続していきたいとの申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中も継続調査をすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定しました。

ちょっと暫時休憩します。

休憩 午前 11時30分

再開 午前 11時35分

○議長（疋田俊文） 再開します。

---

◎日程の追加

○議長（疋田俊文） ただいま梅野美智代副議長より、一身上の都合により本日付をもって副議長の辞職願が出されました。

お諮りします。

副議長の辞職の件を直ちに追加し、追加日程第6として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定しました。

---

◎副議長の辞職の件

○議長（疋田俊文） なお、梅野美智代副議長におかれましては、地方自治法第117条の除斥の規定が適用されておりますので、あらかじめ退席されております。

お諮りします。

地方自治法第108条の規定により、梅野美智代議員の副議長の辞職を許すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、梅野美智代議員の副議長辞職の件は可決することに決定しました。

梅野美智代議員の入場を許します。

(3番 梅野美智代 入場)

○議長(足田俊文) 梅野美智代議員には、副議長の辞職が許されましたことをお伝えします。

副議長退任の挨拶を登壇の上、願います。

○3番(梅野美智代) はい、議長。

○議長(足田俊文) 梅野議員。

(3番 梅野美智代 登壇)

○3番(梅野美智代) 改めまして、傍聴者の皆様、こんにちは。

副議長を務めさせていただいておりました梅野美智代でございます。

皆様には、この1年間、ご協力をいただきまして、お力添えもいただき、無事1年を終えることができました。ありがとうございました。

まず、本日、発議が提出されました。私は、初めから辞職願を出すつもりでございました。そのことに関しては申し添えておきます。これからも、河合町の発展のために、議会が一丸となって進めていかなければならないと思います。そのような中で、意見交換も交わさずに、このように発議を出されたことに対しては私も残念に思いますが、これからは皆さんと一緒に力を合わせてやっていきたいと思っております。

今回、副議長をさせていただきまして、議長の補佐役をさせていただきました。有り難いことにいろいろ勉強させていただきまして、この1年間を過ごすことができました。この経験に基づき、これからも河合町発展のために全力を尽くす所存でございます。どうか皆さん、議会と理事者側、共に協力し合って河合町のためによくしていきたいと思っております。これからもどうかご協力よろしく申し上げます。1年間ありがとうございました。

---

#### ◎日程の追加

○議長(足田俊文) お諮りします。

ただいま副議長が欠員となりましたので、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第7として選挙を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第7として選挙を行うことに決定しました。

---

◎副議長の選挙

○議長（疋田俊文） 選挙の方法は、地方自治法第118条の2項の規定において指名推選か、もしくは投票によって決することとなっておりますが、今回、立候補の表明がありました。表明された議員は、議席番号第6番、坂本博道議員、議席番号11番、岡田康則議員であります。

したがって、選挙の方法は、指名推選ではなく、投票による選挙を行いたいと思えます。尚、地方自治法第118条の規定により、立候補しなかった議員に投票することも可能です。

議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（疋田俊文） ただいまの出席議員は12名です。

立会人の指名をします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人には馬場千恵子議員、杵本貴司議員を指名します。

それでは、投票用紙を配ります。

（投票用紙の配付）

○議長（疋田俊文） 念のために申し上げます。

投票は単記無記名でございます。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をお願いします。

（投票箱の点検）

○議長（疋田俊文） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

なお、白票は無効であります。

投票用紙には被選挙人の氏名を記名の上、1番、杵本貴司議員から順に投票願います。

(投票)

○議長(疋田俊文) 投票漏れはありますか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票いたします。

馬場千恵子議員、杵本貴司議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長(疋田俊文) それでは、投票の結果を報告します。

投票数12票、有効投票12票、無効投票はゼロです。

有効投票のうち、坂本議員6票、岡田議員6票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票であります。坂本議員と岡田議員の得票数は、いずれも超えております。

両議員の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっております。

坂本議員並びに岡田議員が議場におられますので、くじを引いていただきたいと思えます。

くじは2回引きます。1回目はくじを引く順を決めるためです。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するものです。くじはくじ棒で行います。

馬場千恵子議員、杵本貴司議員、くじの立会いをお願いします。

まず、順番を決めるくじを行います。数の小さいほうを引かれたほうが1番といたします。

(くじを引く)

○議長(疋田俊文) くじを引く順が決定いたしましたので、報告します。

まず初めに岡田議員、次には坂本議員、以上のとおりです。

ただいまの順番により、当選人を決定するくじを行います。数の小さいほうを引かれたほうが当選人といたします。

真ん中へお越しくください。

(くじを引く)

○議長（疋田俊文） くじの結果を報告します。

くじの結果は、岡田議員が当選人として決定しました。

ただいま当選されました岡田議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選人の告知をします。

それでは、議場の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

○議長（疋田俊文） それでは、岡田議員、副議長就任の挨拶を登壇の上、願います。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（疋田俊文） 岡田副議長。

（11番 岡田康則 登壇）

○11番（岡田康則） ただいま、ちょっとくじ運が強いもので、副議長ということで就任させていただきました。この1年間、議長をサポートし、また、議会運営がスムーズにいくように頑張っていきますので、またよろしく願いいたします。

---

#### ◎日程の追加

○議長（疋田俊文） お諮りします。

ごみ処理施策検討特別委員会の委員の選任についてを議題とします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、ごみ処理施策検討特別委員会の委員の選任については、追加日程第8として議題とすることに決定しました。

---

#### ◎ごみ処理施策検討特別委員会委員の選任について

○議長（疋田俊文） 追加日程第8、ごみ処理施策検討特別委員会委員の選任についてを議題とします。

この特別委員会につきましては、議長、副議長を除く議員10名での構成となります。現在1名の欠員になっておりますので、梅野美智代議員をごみ処理施策検討特別委員会の委員にすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(足田俊文) 異議なしと認めます。

よって、梅野美智代議員をごみ処理施策検討特別委員会の委員に選任することに決定しました。

ちょっと暫時休憩します。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時05分

○議長(足田俊文) 再開します。

---

#### ◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長(足田俊文) 理事者の方より、議案第41号の1議案、承認第2号から承認第5号までの4承認について、提案理由の説明を登壇の上、願います。

○副町長(佐藤壮浩) 議長。

○議長(足田俊文) 副町長。

(副町長 佐藤壮浩 登壇)

○副町長(佐藤壮浩) それでは、令和6年5月臨時会に上程いたされました議案第41号の1議案及び承認第2号から第5号までの4承認の合計5案件について、順次ご説明いたします。

議案第41号 令和6年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,403万6,000円を追加し、予算総額を90億3,503万6,000円とするものでございます。

今回の補正は、国の総合経済対策に伴い、低所得者支援及び定額減税一体給付金を早期に対象者に給付できるよう、前倒しでシステム改修を実施するものでございます。

なお、対象者に給付する給付金につきましては、現時点では把握が困難なため、6月以降に予算措置を行うことになると考えております。

それでは、内容について、歳出からご説明いたします。

8、9ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目37新型コロナウイルス感染症対応地方創生等事業費、価格高騰交付金（低所得世帯支援分）では、低所得者支援及び定額減税一体給付金事業を実施するため、人件費及びシステム改修費を含む事務費として合計1,403万6,000円を増額するものでございます。

なお、この事業につきましては、国費が100%充当されます。

次に、歳入についてご説明いたします。

6、7ページをお願いいたします。

款15国庫支出金では、事業の財源として地方創生臨時交付金を1,403万6,000円増額するものでございます。

以上、歳入歳出1,403万6,000円の増額補正となっております。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、令和6年3月29日に専決処分いたしました令和5年度河合町一般会計補正予算（第11号）についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正では、既定の歳入歳出予算にそれぞれ15万4,000円を追加し、予算総額を84億9,825万4,000円としたものでございます。

第2条、繰越明許費の補正につきましては、3ページの上段をお願いします。

1事業の金額を表のとおり変更し、総額を1億7,061万9,000円としたものでございます。

第3条、地方債の補正につきましては、3ページの中段をお願いします。

1事業の限度額を表のとおり変更し、総額を9億9,553万3,000円としたものでございます。今回の補正は、決算見込みに伴うものとなっております。

それでは、内容について歳出からご説明いたします。

10、11ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目30新型コロナウイルス感染症対策基金費では、基金への積立額確定に伴い、15万4,000円増額したものでございます。

款6農林商工費、項1農業費、目5農地費では、土地改良事業について財源振替を行ったものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

8、9ページをお願いします。

款19繰入金では、歳入歳出の財源調整として、財政調整基金繰入金を104万6,000円減額したものでございます。

款22町債では、土地改良事業の額確定に伴い、120万円増額したものでございます。

以上、歳入歳出15万4,000円の増額補正となっております。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましても、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、令和6年3月29日に専決処分いたしました河合町行政組織条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

このことにつきましては、令和6年4月1日付の機構改革に伴い、必要となる関係条例の整備を行ったものでございます。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

次に、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましても、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、令和6年3月31日に専決処分いたしました河合町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

このことにつきましては、令和6年3月30日に公布された地方税法等の一部を改正する法律により、地方税法の一部が改正されたことなどに伴う改正であり、主な内容としては、個人住民税に関するものでは、令和6年度の所得割額から納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円の特別税額控除を実施するための改正を行ったものであり、また、固定資産税に関するものでは、再生可能エネルギー発電設備について、課税標準の特例割合を定めたものでございます。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましても、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました

ので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、令和6年3月31日に専決処分いたしました河合町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

このことにつきましては、令和6年3月30日に公布された地方税法施行令の一部を改正する政令により地方税法施行令の一部が改正されたことに伴う改正であり、国民健康保険の加入者に対し課する低所得者世帯に対する国民健康保険税の軽減判定基準の見直しが図られたことに伴い、必要となる改正を行ったものでございます。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

以上、上程いただきました5案件の説明とさせていただきます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

---

#### ◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第3、議案第41号 令和6年度河合町一般会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 9ページのところですけれども、この会計年度任用職員の分というのは、これは何名分でしょうか。それと、この体制というか、軽減給付の取組自体は、今年度分とか、いつまでこの体制を取る施策なのかについてちょっと確認したいと思います。

○税務課長（木村浩章） 議長。

○議長（疋田俊文） はい、課長。

○税務課長（木村浩章） 会計年度任用職員のほうですけれども、2名を予定しております。

なお、この施策に関してですけれども、定額減税に関しましては、基本的には6年度分となっております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そしたら、会計年度任用職員の2名というのは、新規に採用、それとも他から異動とか、そういうことになるんでしょうか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 会計年度任用職員の任用につきましては、現在採用している会計年度をこの担当として充てて、この財源を使わせていただく方法と、新たに採用する方法、2通り検討しておるところでございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 同じく9ページの12の委託料のところですけども、システムの改修費のところでは、

これについては、この改修の業者は7町とか、例えば北葛4町とかでまとめて決めておられるのか、どういう形で決めておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 今回のシステムの改修につきましては、もともと基幹システムにおける税情報を活用するという事務の特徴がありますので、現在、そういう基幹システムを運用しておりますNECのほうに、随意契約で2市5町の枠組みで契約することを予定しております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） この定額減税される担当課、これはどこがされるんですか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 個人住民税を扱う税務課で考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） これ、ものは税のほうの関係やけれども、給付するお金やから、何も税

務課がしなくても、ほかの担当課がされたらどうですか。税務課は、固定資産税送らなあかん、町民税送らなあかん、業務が集中する中でやったらまたトラブルの原因になるかと想定されるので、僕としては、2階の企画とか、そういったところがやられたらいいと思います。その辺は検討されましたか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 確かにおっしゃるような理由も検討の一つには含まれておりまして、ただ、近隣の状況などを踏まえたところ、やはり税情報を扱うところというところで税務課の担当が多いということで、今回の体制を決定させていただいたところでございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 歳出の部分について、確認のために質問をさせていただきます。

この一般会計予算、編成時に審査が行われているんですけども、3月です。その際に、2日目の開会前に町長のほうから、個別外部監査の実施について、記載されていないけれども、速やかに実行に移して、しかるべきタイミングで計上するという形の文言をいただいております。その状況が今どうなっているのか確認したいんですけども。計上されていないので確認したいんですけども、ご答弁いただけますか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 個別外部監査に関する予算が未計上というご指摘でございますが、現在、団体に対する補助金の支出に関する個別外部監査、この実施に向けた取組というのは進めておるところでございます。外部監査実施の一番最初の段階になります町監査委員への監査の要求、この手続が済んでいるところでございます。この後、そういう外部監査人さんの推薦などの手続を進めまして、監査費用、概算でも固まりましたら予算措置というのを考えてまいりたいと考えておるところでございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 追加で質問させていただきます。

監査の請求、要求という形で答弁いただきましたけれども、我が町の監査委員さんにどの

ような手続を取って、今現状で弁護士選任という形になっているのか、もう少し詳しくお話いただけますか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 外部監査を実施する際には、まず、地方自治法上の監査の要求という手続ございまして、この内容について、町の監査委員ではなく、専門性の高い外部監査人による監査が必要かどうかという判断を、町の監査委員さんが行っていただくという制度の立てつけになっておるところでございます。

そして、その要求を行ったところ、町の監査委員さんから、外部監査することについて異論はないというお返事をいただいている状況でございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第41号の採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第41号 令和6年度河合町一般会計補正予算については可決されました。

---

#### ◎承認第2号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第4、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度河合町一般会計補正予算）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 初めに、3ページの分で繰越明許の補正されているんですけども、この分については3,400万から1,700万余りということですが、これはたしか低所得者向けの給付事業だったと思うんですが、これは執行が大分済んだということで減っているんでしょうか。それからまた、この給付については繰り越していつまでやる予定の事業だったですか。ちょっと答弁をお願いします。

○福祉政策課長（浦 達三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○福祉政策課長（浦 達三） 繰越明許の分につきましてですけども、こちらにつきましては執行のほう大分進んだかというご質問なんですけれども、こちらにつきましては、3月末の時点で、均等割と均等割の子供分、非課税子供分という形で分かれております。均等割の分につきましては、申請率は89%、均等割の子供分につきましては81%、非課税子供分につきましては92%という形になっております。

この事業につきましては、一応、予算計上しているときには、一応、6月末までの事業というふうに考えております。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

坂本議員。

○6番（坂本博道） あと2点伺います。

歳出のほうで8ページのところでですけども、今回、財政調整基金のほうの繰入れのマイナス補正されております。その上でこの合計ということで1億665万5,000円になるんですけども、これは結局、財政調整基金の繰入れとしては最終の確定値になるんでしょうか。それと、これやった上で、結局、予算というか額としては、調整基金は幾らになるというふうになりますか。

それから、もう一点、11ページのほうで新型コロナウイルス対策の基金費ということで積み立てられておりますが、この財源というのはどういうふうに理解したらいいのか。寄附とかあった分なのか、について伺いたいと思います。

○財政課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○財政課長（松本武彦） まず、財政調整基金でございます。

こちらあくまでも財源調整の中での予算額ということで1億104万8,000円というところがございます。この全てを取り崩すかどうかというところにつきましては、出納閉鎖、現在まだ調整中でございますので、最終的には5月末の段階で決定をしたいというふうに考えているところがございます。

ただ、この予算上、財政調整基金を予算どおりに取り崩した場合、幾らになるのかという、予算上の財政調整基金の残高につきましては、8億6,647万5,000円というところを見込んでいるところがございます。

3点目、コロナウイルス感染症対策基金費への積立金、こちらにつきましては、この15万4,000円については、ふるさと納税によって、このコロナ対策等に対する使用用途を指定されたふるさと納税の金額が、この令和5年度においては15万4,000円であったというところで、こちらのほうを積み立てるというところがございます。

以上でございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより承認第2号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度河合町一般会計補正予算）は承認することに決しました。

---

### ◎承認第3号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第5、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（河合町行政組織条例等の一部改正）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 今回、一部改正する条例につきまして、真ん中の第4条、河合町文化財保護条例の一部を次のように改正する点についてご質問します。

この中の保護条例の中の第3条から16条までの計10条分の文章において、教育委員会を町長に改める点について質問します。

このたび、観光振興課の設置に伴い改定するものと解していますが、町政全般につきましては、一般行政と教育行政の2つがあります。文化財保護は、教育行政の観点から大変重要と認識しております。その点につきまして、従来の教育委員会から町長に改める理由と考え方をご説明願えますか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 文化財保護に関する業務を観光振興課に移管した理由といたしましては、まず、観光の振興に関する業務の担当課として、これまで広報広聴課、そういった課が町の情報発信などを担当しておったわけなんですけれども、今回、その観光に関する分野の一元化を図りたいということで、商工業との連携や町内の移動ルートの整備など、そういったものの連携を図り、効率化を図ろうという考えの下、その一つとして文化財の活用も含めた観光に関する分野を一元化したということで、必ずしも教育委員会部局に置いておく必要もないとの判断から、今回、一元化したものでございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

坂本議員。

○6番（坂本博道） 今の点でもう一度伺いますけれども、文化財保護については保護と活用という点ありますけれども、そういう点では、今後には大塚山古墳の、言わば整備含めて進めておりますが、当然、学術的な要素も含めてあるわけですけれども、そういう分野も含めて、この観光課の役割としては移したということになるのでしょうか。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 議員がご質問いただきましたとおり、そういったことで今回の

組織並びに人員の配置というのを考えたところでございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

坂本議員。

○6番（坂本博道） 若干関連して、その議案の裏のページのところで5行目のところで、17条中、教育委員会規則を規則に改めると書いています。この規則っていうのは何なんでしょう。文化財保護条例施行規則のことなんでしょう。ちょっとそこがよく分からないので伺います。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） この教育委員会規則から規則に改めるというのは、地方自治法上、各執行機関が規則を制定するということになっておりますので、今回、教育委員会から町長部局に移したということで、教育委員会の規則から、執行機関たる町長が定める規則という意味合いの規則になっております。具体的には、この条例の施行規則などが想定されるところでございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより承認第3号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（河合町行政組織条例等の一部改正）は承認することに決しました。

---

#### ◎承認第4号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第6、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（河合町税条例の一部改正）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより承認第4号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（河合町税条例の一部改正）は承認することに決しました。

---

#### ◎承認第5号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第7、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（河合町国民健康保険税条例の一部改正）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今回の政令軽減の額を上げるということになりますけれども、これによって何人ぐらいの対象者が拡大されることになるのでしょうか。

○住民福祉課長（古谷真孝） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○住民福祉課長（古谷真孝） 均等割におきまして約15名、平等割は2世帯の対象が拡大され

ると見込んでおります。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより承認第5号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（河合町国民健康保険税条例の一部改正）は承認することに決しました。

以上、今期臨時会に付議された案件は全て終了しました。

（「議長、動議を出します」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 議会規則第15条に基づきまして、動議を出させていただきます。

内容のほう読み上げさせていただいてよろしいですか。

○議長（疋田俊文） 件名ということでお願いします。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） はい。

○2番（常盤繁範） では、件名を申し上げます。

河合町議会議長の辞職勧告決議案を提出いたします。

○議長（疋田俊文） この動議について賛成の方いらっしゃいますか。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 所定の賛成議員がありましたので、動議は成立いたしました。

---

#### ◎日程の追加

○議長（疋田俊文） お諮りします。

本動議を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） よって、本動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 0時37分

再開 午後 0時55分

○副議長（岡田康則） 再開します。

---

#### ◎議員発議第13号の上程、説明、討論、採決

○副議長（岡田康則） 河合町議会議長の辞職勧告決議案について、追加日程第9として議題といたします。

疋田議長におかれましては、地方自治法第117条の除斥の規定が適用されますので、あらかじめ退席をされております。

これより提案理由の説明を求めます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○副議長（岡田康則） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） それでは、決議案の提案理由、申し上げさせていただきます。

河合町議会議長の辞職勧告決議。

本議会は、河合町議会議長、疋田俊文君に対して辞職勧告する。

以上、決議する。

令和6年5月10日、奈良県北葛城郡河合町議会。

理由を述べます。

河合町議会基本条例第5条第1項には、「議長は、議会の代表として、議会の品位を保持し、議会の機能強化に向けて先導的な役割を果たさなければならない」。また、第2項には、

「議長は、中立かつ公平な立場で職務を行い、民主的で効率的な議会運営を行わなければならない」とあります。

去る4月18日、全議員懇談会にて、5月臨時議会開催理由の中に正副議長選挙を実施する旨の連絡がありました。にもかかわらず、この5月臨時議会開催中に議長を辞職し、議長選挙が行われないことは、議員全員が決めた約束事を一方的にほごするものであり、ひいては、議員間の信頼関係を著しく損なうものになり、大変遺憾に思います。

以上、議長辞職勧告の理由を述べました。

議員各位におかれましては、ご理解いただきまして、ご採決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○副議長（岡田康則） これより質疑を行います。

まず、質疑のある方。

○5番（中山義英） はい。

○副議長（岡田康則） 質疑、お願いします。

○5番（中山義英） こういった事例の場合は、よく不信任決議という文言が使われるのが普通だと思うんですが、あえてここで辞職勧告という文言使われている。こういった考えの下に使われているのか、お答えいただけますか。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 私としましては、議長そのもの、正田議長そのもの全てに統理されている言動ですとか行動、またご判断、それと議事進行、そういったものに対して私は信任を置いております。

よって、不信任という形ではなく、約束が守られなかった、これをほごにしたという行動、その行為に対して、私は辞職相当であると、そのように考えまして決議案をつくらせていただいております。

以上です。

○副議長（岡田康則） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○副議長（岡田康則） 質疑がないようですので、では、質疑を打ち切ります。

討論を省略して、採決したいと思いますが。

○8番（杵本光清） 議長。

○副議長（岡田康則） 杵本光清議員。

○8番（杵本光清） 反対討論よろしいですか。

○副議長（岡田康則） 反対ですか。

どうぞ。

○8番（杵本光清） 今回、提出されました決議案について、反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほども申しましたが、上位法であります地方自治法第103条第2項の規定がございますので、議長、副議長の辞職に関しましては一任されるべきものと考えております。

○副議長（岡田康則） ほかございませんか。

○6番（坂本博道） 議長。

○副議長（岡田康則） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 賛成討論させていただきます。

やはり今回の経過の中で、確かに地方自治法第103条の2項に関わる点でいえば、そういう申合せしたこととか含めて、それ自身が法定拘束力ないのは前提になります。しかし、やはりそれを踏まえながら、先ほどの議案でもありましたが、議会の言わば健全な進行及びその運営のためにやっぱりそういう、一度辞任するような機会もつくって、再度やろうというのは、これは議員の中で決めても当然ええことであり、それ自身には、やはり道義的な拘束力、責任というのはやっぱり発生するんじゃないかと思えます。

その上で今回、残念ながら、ぎりぎりまで、辞職して、また投票があるような形でありながら、直前にこういう形になったというのは、やはり大変議員に対しての議員間の信頼を損なうものであるという点からいくと、やはり今後の運営も考えた上で、辞任を求めるレベルのものとしてやむを得ないかなという思いで賛成したいと思えます。

○副議長（岡田康則） ほかに。

大西議員。

○9番（大西孝幸） 今回のこの決議については、反対討論させていただきます。

地方自治法の103条の2項で法的に優先されますので、この案件については反対とさせていただきます。

○副議長（岡田康則） ほかにございますか。

○4番（佐藤利治） はい。

○副議長（岡田康則） 4番、佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 賛成討論を述べさせていただきます。

先ほどから上位法で決まっていると、それはこの12人で話ししたときにも、あるけれども、あくまで皆様の紳士協定の下で、信頼の上でこうしていこうって決めたことやと私は存じております。だから、それについてはおかしな話だなと。今頃、もう一度原点に戻るといような話になるのは、それは重々、私ら新米議員よりか熟知された方が中心になって決めたこととでございます。私もその意見に賛成いたしました。よって、今回、出された動議については賛成したいと思います。

○副議長（岡田康則） ほかにございますか。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 反対討論です。

今、佐藤議員がおっしゃったことに対してですが、信頼関係の下とおっしゃられるのなら、私もそのまんまお言葉を返したいと思います。

以上です。

○副議長（岡田康則） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○副議長（岡田康則） なければ、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（岡田康則） 多数であります。

着席をお願いします。

よって、河合町議会議長の辞職勧告決議案については可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時02分

再開 午後 1時05分

○議長（疋田俊文） 再開します。

---

◎閉会の宣告

○議長（疋田俊文） 以上をもって、今期臨時会に付議されました案件は全て議了しました。  
よって、令和6年第2回臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 1時06分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

副 議 長 岡 田 康 則

前 副 議 長 梅 野 美智代

署 名 議 員 杵 本 光 清

署 名 議 員 大 西 孝 幸